

ふるさとと自然を育む大橋の治山 ～先人達の功績から学ぶ～

四国森林管理局 嶺北森林管理署 治山技術官 ○黒岩 玲子
(元 高知中部森林管理署)
高知中部森林管理署 係員 前田 聖人

1 課題を取り上げた背景

治山事業は、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、森林の維持・造成を通じ、荒廃地の復旧等を行う事業です。明治から昭和の中期まで、日本各地には裸地化した森林（はげ山）が多く存在し、災害が頻発していました。

高知中部署管内の国有林においては、古くは昭和 22 年より台風等の豪雨で荒廃した山地に治山事業を施工しています。施設設置後 50 年を超えた現在では緑がよみがえり、事業の痕跡がわからないほど美しい景観や豊かな森林が広がっています。

代表的な事業地として、1 級河川物部川上流の上韭生川上流より「影地区」、槇山川上流より「別府山 52 林班」の 2 つの事業地について今回紹介いたします。

2 代表的な事業地の紹介

●影地区（昭和 26 年～昭和 37 年）

昭和 24 年に大橋に永瀬ダム（多目的ダム）が着工したことを契機に、ダム上流の荒廃地復旧として昭和 26 年度より槇山川上流の民有林直轄治山事業として施工した事業地の一つで、昭和 26 年以前に発生したと思われる崩壊地（面積約 3.0ha、荒廃溪流約 700m）です。（写真 1）

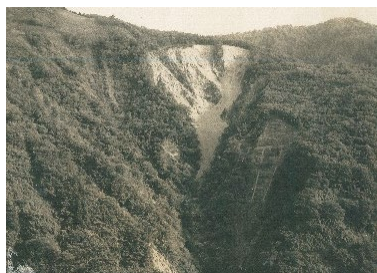


写真 1：影地区崩壊地全景（S28 年撮影）

施工の特徴としては、現地にある石材を多く活用しているところにあり、当時の石工による割石や積石の技術の高さを感じられます。

現在、事業地は郷土樹種の侵入も見られ、外観からは事業地であるとは気づかないほど復旧し、森林へ回復しています。（写真 2）



写真 2：影地区崩壊地全景（R2 年現在）

●別府山 52 林班（平成 17 年～平成 31 年）

平成 17 年の台風 14 号に伴う豪雨により発生した、山腹崩壊地（約 1.2ha）と荒廃溪流の復旧事業として着手、施工中の度重なる台風の襲来や、資材搬入経路の被災による制限等の障害を経て、平成 31 年度末に完成しました。また、近年の獣害への対策として植栽木の保護工を取り入れています。

3 治山施設の補修について

紹介した「影地区」は、治山施設施工後においても復旧経過を観察し、補修等の整備を行っていることが記録されています。このことは、昨年度に施設が完成した「別府山 52 林班」や他の事業地においても経過を観察し、メンテナンスを行う重要性を示唆しています。

現在、過去と比較して職員数は減少していますが、今後はドローンを活用した施設の観察等により、施工終了後も「見守り」を継続することで、本来の森林への回復を目指していきたいと考えています。

4 考察

近年、度重なる集中豪雨等により山地災害の発生が増加傾向にある中、令和を迎えた今、高知中部森林管理署管内の治山事業地を紹介することにより、治山事業の重要性や必要性を広く、多くの方に理解していただくきっかけとなればと思い紹介いたしました。